

# 利 用 上 の 注 意

商業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されている。なお、商業統計調査は平成 9 年以降の調査から 5 年毎に実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施することとしている。

この統計表は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施した商業統計調査結果のうち、卸売業を営む法人組織の事業所（代理商、仲立業に格付けされた事業所のうち年間商品販売額のない事業所を除く）について流通経路別に再集計したものである。

なお、卸売事業所全体（33 万 4799 事業所）に占める割合は、事業所数で 81.7 %、年間商品販売額で 99.4 % となっている。

## 1. 流通経路と流通段階の格付け方法

個々の事業所の流通経路の格付けは、商業統計調査の調査項目の「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」の中で、その最も大きい割合の仕入先及び販売先によって決定する。

流通経路と流通段階の関係は、別表 1 のとおり。

## 2. 集計方法

### (1) 延事業所数

1 事業所で仕入先、販売先が 2 つ以上ある場合の仕入先別、販売先別の事業所数の合計は、その累計（延数）となる。

### (2) 年間商品仕入額及び販売額の算出

仕入先別の年間商品仕入額

仕入先別の年間商品仕入額は事業所単位で金額を調査していないため、調査項目中の「7(1) 年間商品販売額(消費税を含む)」に、「16. 年間商品仕入額の仕入先別割合」を乗ずることにより算出している。

$$\text{仕入先別の年間商品仕入額} = \text{年間商品仕入額の仕入先別割合} \times \text{年間商品販売額(消費税を含む)}$$

販売先別の年間商品販売額

販売先別の年間商品販売額は事業所単位で金額を調査していないため、調査項目中の「7(1) 年間商品販売額(消費税を含む)」のうちの卸売販売額計に、「17. 年間商品販売額のうち卸売販売額計の販売先別割合」を乗ずることにより算出している。また、一般消費者への販売額は、卸売事業所の年間商品販売額のうちの小売販売額計である。

$$\begin{aligned} \text{販売先別の年間商品販売額} &= \text{年間商品販売額のうち卸売販売額計の販売先別割合} \\ &\quad \times \text{年間商品販売額のうち卸売販売額計} \end{aligned}$$

$$\text{販売先別(一般消費者へ)の年間販売額} = \text{卸売事業所の年間商品販売額のうち小売販売額計}$$

## 3. 主な用語の説明

### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品{事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など}を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の販売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

### (3) 従業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。

「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者

### (4) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

### (5) 商品手持額

平成 19 年 3 月末日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入れ時の原価による）

### (6) 年間商品仕入額（法人事業所のみ）

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の企業全体の商業事業所における企業外からの商品の仕入額をいう。したがって、自企業内の本支店間、支店相互間の振替移動を行った取引額は除く。ただし、国外にある自企業の支店より輸入した場合は仕入額に含む。

### (7) 仕入先

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから、帳簿上で商品の振替えを行うこと。

自店内製造

事業所が小売販売するために、その場所で商品を製造すること。

生産業者

(ア) 親会社

自社の株式総数の 50 % を超える株式、又は資本の 50 % を超える出資口数を有する生産業者から商品を直接仕入れること。

(イ) その他の生産業者

上記(ア)を除く生産業者（製造業、鉱業など）から商品を直接仕入れること。

卸売業者・その他

他企業の卸売業者、小売業者からの仕入れ及び生産業者直営の支店、営業所などの販売事業所からの仕入れ。中古品、くず等の購入も含む。

国外（直接輸入）

自社(自分)名義で通関手続を行って、国外から商品を直接仕入れること。

(8) 販売先

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などに、帳簿上で商品の振替えを行うこと。

卸売業者

他の卸売業者へ卸売すること。

小売業者

小売業者へ卸売すること。

産業用使用者・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁など）に業務用として商品を卸売すること。

国外（直接輸出）

自社(自分)名義で通関手続を行って、国外へ商品を直接輸出すること。

4. 産業分類

この統計表の産業分類は、日本標準産業分類の卸売業に準拠している。

（別表2「卸売業の産業分類」を参照）。

5. 回収状況

回収率は以下のとおり。

調査対象事業所	調査票回収数	回収率 (%)	集計事業所数	
				卸・小売事業所
1,550,196	1,494,535	96.4	1,478,259	1,472,658

注1：調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃業、転業及び休業事業所を含まない。

注2：回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出。

注3：調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は無効回答事業所である。

注4：集計事業所数は、管理業務のみの本店又は本部を含む。

6. その他

(1) 平成16年調査は簡易調査のため、流通経路別統計編を作成していない。したがって平成19年の前回比等は対平成14年比である。

(2) 統計表中の「-」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「」は数値がマイナスであることを表している。「」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、3以上の事業所に関する数値であっても、

前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

- (3) 集計結果については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (4) 東京都三宅村については、火山噴火に伴う災害のため、平成 14 年調査が実施されなかったことから、平成 14 年数値（事業所数、従業者数、年間商品販売額等）には含まれていない。
- (5) 本冊子に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成 19 年商業統計表 流通経路別統計編（卸売業）」による旨を明記されたい。

## 7. 問い合わせ先

この統計表についての照会は、下記までお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室  
電話（03）3501- 9945, 0386（ダイヤルイン）

本書に記載されている主な内容は経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>